

府令・省令

○内閣府令第七号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。  
平成三十年九月二十八日  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 菅 義偉  
国務大臣 野田 聖子

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p><b>第三十条</b> 法別表第一の三十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇五 略〕</p> <p>六 酒税法（昭和二十八年法律第六号）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）附則第三十九条による課税標準の計算、免税及び税額控除、申告及び納付、担保の提供その他の賦課又は徴収に関する事務</p> <p>〔七〇二十七 略〕</p> <p>二十八 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十二条又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第五十一条による免税及び税額控除、申告及び納付その他の賦課又は徴収に関する事務</p> <p>〔二十九〇三十七 略〕</p> <p>三十八 国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）による納付その他の徴収に関する事務</p>	<p><b>第三十条</b> 法別表第一の三十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇五 同上〕</p> <p>六 酒税法（昭和二十八年法律第六号）による課税標準の計算、免税及び税額控除、申告及び納付、担保の提供その他の賦課又は徴収に関する事務</p> <p>〔七〇二十七 同上〕</p> <p>二十八 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第五十二条による免税及び税額控除、申告及び納付その他の賦課又は徴収に関する事務</p> <p>〔二十九〇三十七 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則  
この命令は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。  
一 第三十条第二十八号の改正規定 平成三十年十月一日  
二 第三十条第三十七号の次に一号を加える改正規定 平成三十一年一月七日  
三 第三十条第六号の改正規定 平成三十二年十月一日

○内閣府令第二号

文部科学省令第二号  
地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成三十年政令第七十七号）附則第三条及び第六条の規定に基づき、及び同条の規定を実施するため、特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。  
平成三十年九月二十八日  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 菅 義偉  
文部科学大臣 林 芳正

特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令（平成三十年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><b>附則</b> <b>第三条</b> 令附則第三条の内閣府令・文部科学省令で定めるところにより専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開し、又は育成する教育課程を編成するものは、大学（専門職大学を除く。）の学部又は学部の学科にあつては大学設置基準第四十二条の四第二項の規定により組織する専門職学部又は同条第一項の規定により教育課程を編成する学部の専門職学科とし、短期大学（専門職短期大学を除く。）の学科にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第三十五条の四の規定により教育課程を編成する専門職学科とする。</p> <p>（令附則第五条及び第六条の届出書の様式等）</p> <p><b>第四条</b> 令附則第五条及び第六条の内閣府令・文部科学省令で定める様式は、別記様式第一号とする。</p> <p>2 第九条第二項の規定は、令附則第六条の規定による届出に準用する。</p>	<p><b>附則</b> 〔条を加える。〕</p> <p><b>第三条</b> 令附則第三条の内閣府令・文部科学省令で定める様式は、別記様式第一号とする。</p> <p>〔項を加える。〕</p>

(特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出)

第五条 令附則第五条第四号に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第四条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項(次条第四項において「認可事項」という。)以外の事項であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるものとする。

(令附則第七条第一号の意思決定の内容等)

第六条 令附則第七条第一号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とするものとする。

〔一〕三 略

2 令附則第七条第一号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によるものとする。

3 令附則第七条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとする。

〔一〕四 略

4 略 (法附則第三条第四号の適用に係る届出)

第七条 略

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この命令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(特定地域外から特定地域内への校舎の移転等についての届出)

第四条 令附則第三条第四号に規定する内閣府令・文部科学省令で定める事項は、特定地域外から特定地域内への校舎の移転その他学校教育法第四条第一項の規定により文部科学大臣の認可を受けなければならないこととされている事項(次条第四項において「認可事項」という。)以外の事項であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるものとする。

(令附則第四条第一号の意思決定の内容等)

第五条 令附則第四条第一号の意思決定は、次に掲げる事項の全てをその内容とするものとする。

〔一〕三 略

2 令附則第四条第一号の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によるものとする。

3 令附則第四条第二号の内閣府令・文部科学省令で定める契約その他の行為は、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、特定地域内学部収容定員を増加させるために必要なものとする。

〔一〕四 略

4 略 (法附則第三条第四号の適用に係る届出)

第六条 略

省

令

○法務省令第二十四号

公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第十条第二項の規定に基づき、公証人定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

公証人定員規則の一部を改正する省令

法務大臣 上川 陽子

公証人定員規則(昭和二十四年法務府令第十号)の一部を次のように改正する。次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
公証人定員表	法務局又は地方方法務局	公証人定員表	法務局又は地方方法務局
東京	本局又は支局	東京	本局又は支局
八王子	定員	八王子	定員
府中	一〇四	府中	九八
西多摩	一四八	西多摩	七
静岡	一	静岡	一
静岡	四	静岡	四
沼津	三	沼津	三
富士	一	富士	一
下田	一	下田	一
浜松	二	浜松	二
掛川	一	掛川	一
藤枝	一	掛川	一
袋井	一	袋井	一

備考 表中の「」は注記である。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第八号

領事官の徴収する手数料に関する政令(昭和二十七年政令第七十四号)第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

外務大臣臨時代理 国務大臣 鈴木 俊一